

工事請負契約書第26条第5項の運用について

令和4年7月

技術本部 技術管理部 技術管理課



【工事請負契約書第26条第5項：単品スライド条項】

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。

【これまでの運用】

平成20年6月25日 「鋼材類」及び「燃料油」を本条項に適用

平成20年7月28日 上記項目と「アスファルト類」を本条項に適用

平成20年9月12日 上記以外のその他工事材料についても適用の拡充

【今回の制定概要】

○これまで

- ・スライド額の算定にあつては、受注者が提出する資材の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料に掲載されている単価」を比較し、安価をスライド価格として算定

●今回の制定ポイント

※スライド額の算定にあたり、資材価格の急激な高騰に迅速に対応できるよう以下の内容に改正。

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定
- ・鋼上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期の証明により「購入した月の物価資料の単価」を用いてスライド額を算定

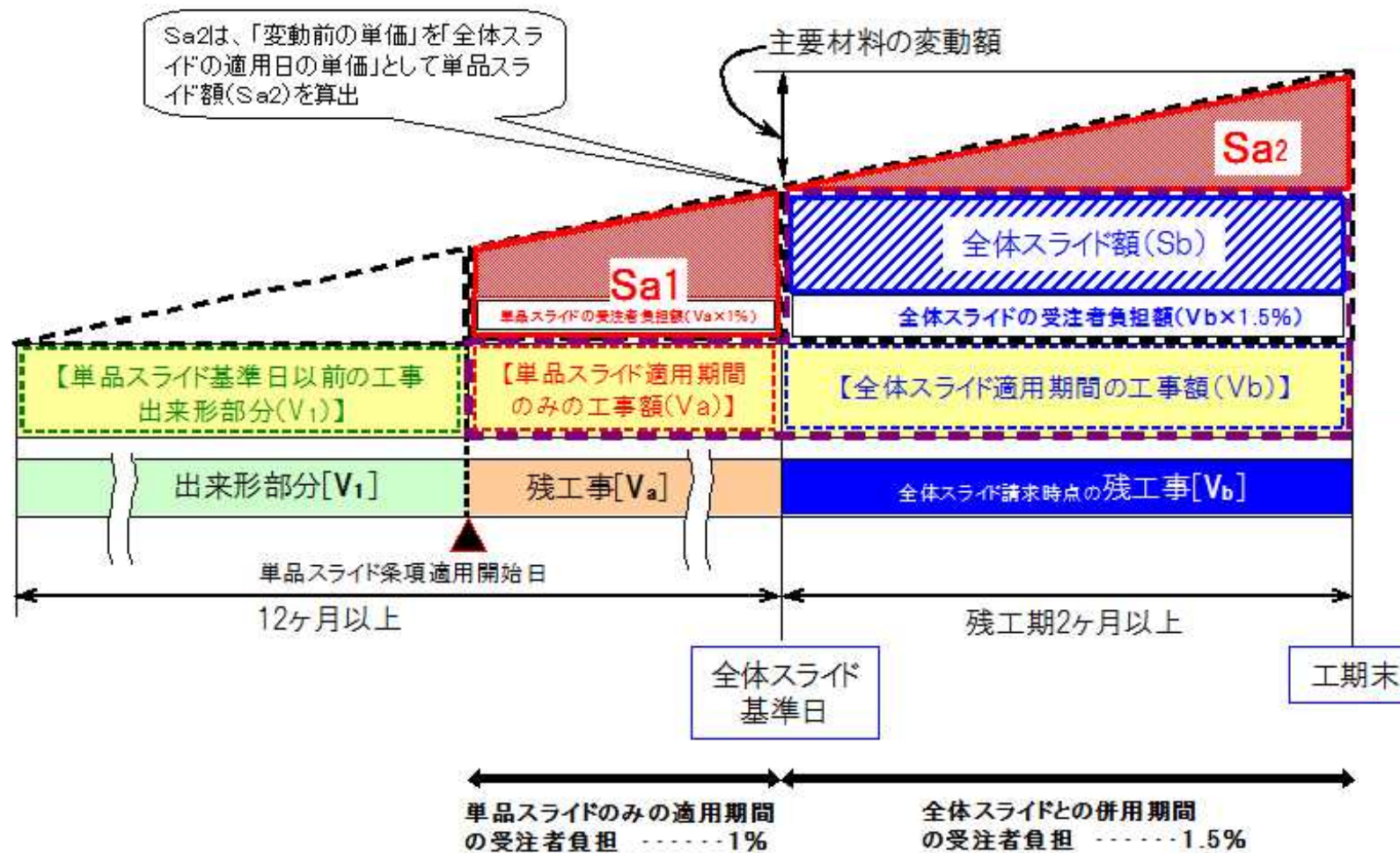
●その他の概要

- ・減額変更の場合(逆スライド)の計算方法の追記(国交省通達準拠) 等

実際の購入金額であることを証明する書類は以下のいずれかとする。

- ①工事注文請書(材料の数量及び購入価格がわかるもの)
- ②購入伝票又は支払い伝票(材料の数量及び購入価格がわかるもの)
- ③その他材料の数量及び購入価格の証明ができる資料

全体スライドと併用した場合の概要図について



【判定】
 $Sa1 + Sa2 > (Va + Vb + Sb) \times 1.0\%$
 となる材料のみが対象